

子どもの発達や障がいへの支援

相談窓口

問 福祉総合相談室 障害福祉グループ ☎ 32-4111(内線302)

お子さんの発育や発達に心配がある場合や、障がいのあるお子さんへの支援については、次の窓口にご相談ください。

	住所	電話番号
小樽市子ども発達支援センター	花園5-10-1	27-6100
小樽市さくら学園	桜2-11-16	51-5020

※就学や教育に関する相談については、教育委員会 学校教育支援室【☎0134-32-4111(内線7529)】までご相談ください。

主な支援(手当・助成等)

お子さんの障がいの状況に応じて、各種制度を利用できます。

	内容	問合せ先
特別児童扶養手当	身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。(所得制限があります。)	子ども福祉課 ☎32-4111(内線311・314)
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児で、規定の条件にあてはまる方に支給されます。(所得制限があります。)	福祉総合相談室 障害福祉グループ ☎32-4111(内線303)
重度心身障害者医療助成制度	重度の障がい児(者)の方に、医療費の一部を助成します。(所得制限があります。)	子ども福祉課 ☎32-4111(内線311) (申請窓口:福祉総合相談室)
自立支援医療(育成医療)	「手当・助成」のページ(▶p.25)をご覧ください。	保健所保健総務課 ☎22-3115
児童の通所サービス	次ページ(▶p.39)をご覧ください。	
補装具・日常生活用具等の提供	障がい児(者)の方に、体の機能を補うための用具の交付・修理や、日常生活を容易にするための用具の給付を行います。(費用の一部負担があります。)	福祉総合相談室 障害福祉グループ ☎32-4111(内線303)
心身障害者扶養共済制度 ※北海道の制度	障がい児(者)を扶養している方が加入して掛金を納付することにより、加入者が死亡又は重度の障がい者になった場合に、障がい児(者)に対して年金が支給されます。	後志総合振興局 保健環境部社会福祉課 ☎0136-23-1938

障がいのあるお子さんや療育の必要なお子さんが対象のサービスです。

◆利用までの流れ

相談支援事業所(こども発達支援センター・さくら学園等)又は市役所(福祉総合相談室 障害福祉グループ)に相談し、申請手続きを行い、支給決定を受ける必要があります。



◆サービスの種類

①	児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。
②	放課後等デイサービス	学校通学中の児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
③	保育所等訪問支援	専門職員が保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
④	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の通所サービスを受けるために外出が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

◆**利用料について** 利用する施設によって異なります。

◆児童発達支援等の利用者負担の無償化について

就学前の障がいのある子どもを支援するため、市の支給決定を受けている方を対象に、上記サービス①、③、④の利用者負担が無料となります。

※無償化の期間は、「満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間」です。

※無償化に当たり、新たな手続は必要ありません。

※一部費用(医療費や食費等の実費で負担しているもの)は、引き続き利用者の負担となります。

◆小樽市こども発達支援センター

問 こども発達支援センター ☎ 27-6100

心身の発達に心配のあるお子さんの相談のほか、お子さんにあった支援をご提案します。

●巡回児童相談

療育手帳*の更新のための相談をお受けしています。

※療育手帳の新規申請は、北海道中央児童相談所
☎011-631-0301へお問合せください。

●ペアレントメンター事業

障がいのあるお子さんの保護者が、ご自分の経験を生かして子育てに関する相談を受け、みなさんの子育てを応援します。